

本原原発第 19 号
平成 29 年 07 月 6 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

中部電力株式会社
執行役員 原子力本部 原子力
伊原 一郎

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における
読み替えについて

当社は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則の変更のため、添付資料のとおり防災業務計画の読み替えを行いましたので、ご連絡いたします。

次回修正までの間、添付資料のとおり、読み替えにより運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料：「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」読み替え前後対照表

以 上

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (1/8)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p data-bbox="320 527 1110 688">浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="457 1633 982 1787">平成29年4月 中部電力株式会社</p>	<p data-bbox="1587 527 2371 688">浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1724 1633 2249 1787">平成29年7月 中部電力株式会社</p>	<p data-bbox="2623 342 2899 415">読み替えの提出月に 合わせ読み替え</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (2/8)

読み替え前				読み替え後				理由等
修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	読み替え理由を追記
15	平成25年12月25日 (平成26年3月1日) (平成26年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 社内組織改定に伴う変更 記載の適正化 (独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正) (牧之原市組織改定, 磐田市組織改定, 島田市組織改定, 焼津市組織改定, ヨウ素剤配備数量変更に伴う補正)		15	平成25年12月25日 (平成26年3月1日) (平成26年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 社内組織改定に伴う変更 記載の適正化 (独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正) (牧之原市組織改定, 磐田市組織改定, 島田市組織改定, 焼津市組織改定, ヨウ素剤配備数量変更に伴う補正)		
16	平成26年7月1日 (平成26年10月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更 社内組織改定に伴う変更 記載の適正化 (内閣府組織改正, 他の原子力事業者への資機材貸与準備数変更に伴う補正)		16	平成26年7月1日 (平成26年10月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更 社内組織改定に伴う変更 記載の適正化 (内閣府組織改正, 他の原子力事業者への資機材貸与準備数変更に伴う補正)		
17	平成27年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の反映 原子力規制委員会設置法の内容反映 原子力防災組織の業務分掌の変更 避難住民対応の充実 内閣府組織改正に伴う変更 原子力防災関連資機材の変更 防災会議室の原子力防災関連資機材の変更 他の原子力事業者への資機材貸与準備数の変更 整備完了予定時期の変更 記載の適正化 誤記訂正 		17	平成27年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の反映 原子力規制委員会設置法の内容反映 原子力防災組織の業務分掌の変更 避難住民対応の充実 内閣府組織改正に伴う変更 原子力防災関連資機材の変更 防災会議室の原子力防災関連資機材の変更 他の原子力事業者への資機材貸与準備数の変更 整備完了予定時期の変更 記載の適正化 誤記訂正 		
18	平成28年4月1日 (平成28年9月30日) (平成28年12月17日)	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う修正 記載の適正化 (社内組織改定に伴う変更, 原子力防災資機材の置き換え, 原子力防災関連資機材の置き換え) (社内組織改定に伴う変更, 原子力緊急事態支援組織に係る記載の適正化)		18	平成28年4月1日 (平成28年9月30日) (平成28年12月17日)	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う修正 記載の適正化 (社内組織改定に伴う変更, 原子力防災資機材の置き換え, 原子力防災関連資機材の置き換え) (社内組織改定に伴う変更, 原子力緊急事態支援組織に係る記載の適正化)		
19	平成29年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災要員への受託会社作業員追加に伴う変更 防災会議室へのSPDS新規整備に伴う変更 社内組織改定に伴う変更 原子力防災資機材の置き換え 原子力防災関連資機材の置き換え 記載の適正化 		19	平成29年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災要員への受託会社作業員追加に伴う変更 防災会議室へのSPDS新規整備に伴う変更 社内組織改定に伴う変更 原子力防災資機材の置き換え 原子力防災関連資機材の置き換え 記載の適正化 		
					(平成29年7月6日)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更 		

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (3/8)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (1/4) (1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※2) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※4) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。</p> <p>6</p>	<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (1/4) (1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※2) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※4) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。</p> <p>6</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (4/8)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (2/4) (2) 発電所内での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1)</p> <p> 発見者 ↓ 発電指令課長 又は廃棄物管理課副長 (当直) ↓ 当直指揮者 ↓ 発電所長 (原子力防災管理者) </p> <p> 静岡県 (静岡県知事) 静岡県 環境放射線監視センター 御前崎市 (御前崎市長) 牧之原市 掛川市 菊川市 磐田市 島田市 袋井市 藤枝市 焼津市 森町 吉田町 菊川警察署 御前崎市消防本部 静岡市消防局 掛川市消防本部 菊川市消防本部 磐田労働基準監督署 御前崎海上保安署 原子力保安検査官 原子力防災専門官 地方放射線モニタリング対策官 中部経済産業局 内閣府 (内閣総理大臣) (※2) 原子力規制委員会 原子力規制庁 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 内閣官房 (※2) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 (※2) 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 </p> <p> → 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) </p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (2/4) (2) 発電所内での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1)</p> <p> 発見者 ↓ 発電指令課長 又は廃棄物管理課副長 (当直) ↓ 当直指揮者 ↓ 発電所長 (原子力防災管理者) </p> <p> 静岡県 (静岡県知事) 静岡県 環境放射線監視センター 御前崎市 (御前崎市長) 牧之原市 掛川市 菊川市 磐田市 島田市 袋井市 藤枝市 焼津市 森町 吉田町 菊川警察署 御前崎市消防本部 静岡市消防局 掛川市消防本部 菊川市消防本部 磐田労働基準監督署 御前崎海上保安署 原子力保安検査官 原子力防災専門官 上席放射線防災専門官 中部経済産業局 内閣府 (内閣総理大臣) (※2) 原子力規制委員会 原子力規制庁 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 内閣官房 (※2) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 (※2) 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 </p> <p> → 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) </p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (5/8)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所-港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※6) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>8</p>	<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所-港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※6) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>8</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (6/8)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>9</p>	<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>9</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (7/8)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p>別図2-7 緊急事態発生後（第2報以降）の通報又は報告経路（1/2） （1）発電所内での事象発生時</p> <p>（※1）「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、報告を行わない。 （※2）災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリ又は手渡しによる報告</p> <p>■ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先（電話によるファクシミリ着信確認箇所）又は 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>別図2-7 緊急事態発生後（第2報以降）の通報又は報告経路（1/2） （1）発電所内での事象発生時</p> <p>（※1）「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、報告を行わない。 （※2）災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリ又は手渡しによる報告</p> <p>■ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先（電話によるファクシミリ着信確認箇所）又は 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更</p>
10	10	

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (8/8)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p>別図2-7 緊急事態発生後（第2報以降）の通報又は報告経路（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生時</p> <p>（※1）ファクシミリによる報告のみ実施 （※2）災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - - - ファクシミリ又は手渡しによる報告</p> <p>□ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>別図2-7 緊急事態発生後（第2報以降）の通報又は報告経路（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生時</p> <p>（※1）ファクシミリによる報告のみ実施 （※2）災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - - - ファクシミリ又は手渡しによる報告</p> <p>□ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更</p>